

都市核のまちづくり



発行・お問い合わせ： 武蔵村山市 都市整備部 区画整理課
〒208-8501 武蔵村山市本町 1-1-1 TEL (042)565-1111 (内線 282・283)

立7・4・2号榎本町線が一部完成しました

都市核地区土地区画整理事業につきましては、日頃よりご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年度は、都市核地区の南北軸である立7・4・2号榎本町線の江戸街道接続部分50.9mについて施工しました。また、東西軸である立7・5・3号榎東西線についても、平成22年度施工箇所からさらに東へ78.2m延長しました。

その他、区画道路については、第11号工事（幅員5.0～8.0m、延長94.7m）、第12号工事（幅員5.0m、延長111.7m）を施工し、仮換地指定25件（10,729㎡）、及び5棟の建物移転を行いました。ご協力ありがとうございました。

昨年度施工箇所について一部ご紹介いたします（撮影箇所は3ページの工事施工箇所図を参照ください）。



←①都市計画道路7・5・3号榎東西線築造工事（幅員14m）



↑②都市計画道路7・4・2号榎本町線築造工事（幅員16m）



↑③区画道路築造第11号工事（幅員8m）

平成24年度工事予定について

平成24年度工事予定箇所が決定しました（次ページ参照）。

今年度は、地区西側の区画道路築造工事に着手し、他1箇所を施工する予定です。

また、新青梅街道については、拡幅部分の用地空けに向け、建物移転に着手します。

今年度も、道路工事区域、建物移転の対象となる方については、戸別訪問を行い移転補償等のご説明をさせていただき、皆さまのご協力を得ながら事業を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、今年度の工事予定箇所については、やむを得ず変更になる場合がありますのでご了承ください。

新青梅街道夜間工事中

新青梅街道において、昨年10月より平成24年11月末(予定)まで、区画整理事業に伴う水道管(送水本管800mm)の移設工事を行っております。

夜間工事のためご迷惑をおかけしますが、騒音等に配慮しながら工事を行っております。ご理解ご協力をお願いいたします。



区画整理事業進捗状況

年度	区画道路等築造（延長）	仮換地指定（面積）	建物移転
平成18年度	区画道路 第1号 (77.9m) 区画道路 第2号 (31.4m)	2件 (200㎡)	2棟
平成19年度	区画道路 第3号 (157.7m) 区画道路 第4号 (257.9m)	5件 (966㎡)	3棟
平成20年度	区画道路 第5号 (383.7m) 区画道路 第6号 (57.2m)	7件 (2,541㎡)	3棟
平成21年度	区画道路 第7号 (109.9m)	11件 (3,563㎡)	5棟
平成22年度	都市計画道路7・5・3号線一部 (116.7m) 区画道路 第8号 (90.1m) 区画道路 第9号 (190.7m) 区画道路 第10号 (72.6m)	25件 (11,221㎡)	6棟
平成23年度	都市計画道路7・4・2号線一部 (50.9m) 都市計画道路7・5・3号線一部 (78.2m) 区画道路 第11号 (94.7m) 区画道路 第12号 (111.7m)	25件 (10,729㎡)	5棟
計	総延長 1,881.3m	75件 (29,220㎡)	24棟

ホームページをご利用下さい

（掲載内容）○事業の概要…設計図・事業概要パンフレット
工事予定箇所図

○移転について ○地区計画

○建築の制限、その他証明 ○審議会について

アドレス <http://www.city.musashimurayama.tokyo.jp/>

トップページ⇒くらしのしおり⇒市政情報⇒区画整理をご覧ください。



立川都市計画事業武蔵村山都市核土地区画整理事業 工事施工箇所図

平成24年7月現在

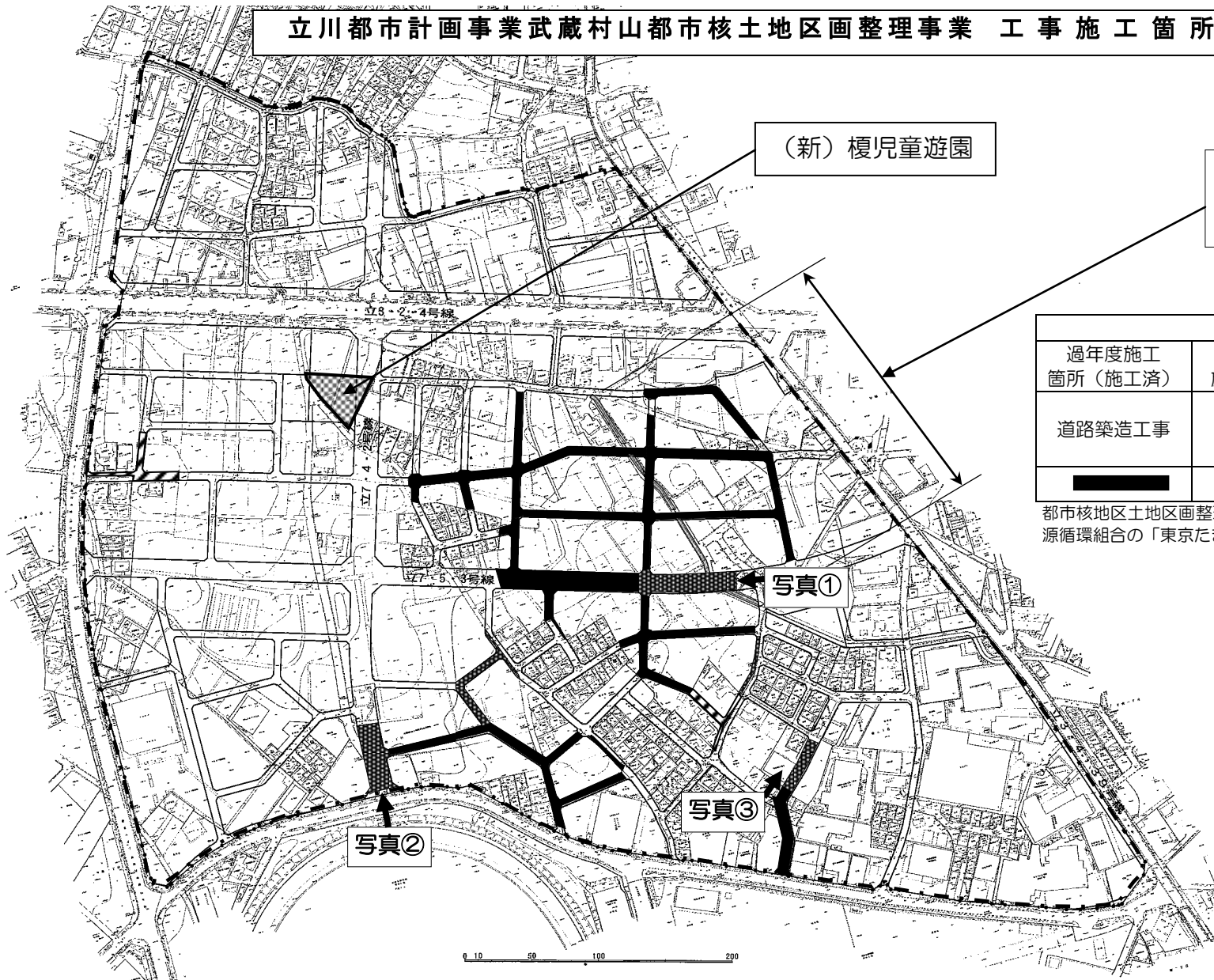


(新) 榎児童遊園

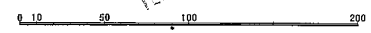
久保の川について
久保の川は区画道路築造工事に伴い一部区間の埋立てを行いました。

凡 例		
過年度施工箇所 (施工済)	平成23年度施工箇所 (施工済)	平成24年度施工予定箇所
道路築造工事	道路築造工事	道路築造工事

都市核地区土地区画整理事業の工事では、環境に配慮し東京たま広域資源循環組合の「東京たまエコセメント」製品を使用しています。



今年度工事予定箇所については、やむを得ず変更になる場合があります。



榎児童遊園が開園しました

都市核地区内の中久保歩道橋近く（榎3-59-4）に（新）榎児童遊園が開園しました（場所は3ページの工事施工箇所図をご参照ください）。

この児童遊園は、平成20年度の区画道路築造工事により（旧）榎児童遊園（榎3-46-2）が廃止となり、榎地区に遊び場が無くなってしまったことから、区画整理事業施行中の子供の遊び場として平成23年12月17日に開園したものです。

児童遊園入口には道路公園課職員による手作りの看板が設置してあります。

また、この児童遊園のある場所は、将来のモノレール延伸時の駅前広場用地として区画整理事業で整備する「公共広場」の一部となります。



事業用地の防草シートについて

区画整理事業の事業用地に、雑草を防ぐため防草シートを敷設しました。

今後も雑草によるご迷惑を最小限に止めるため防草シートを活用していく予定です。

なお、防草シートの有無に関わらず、事業用地には立ち入らないようお願いいたします。



区画整理

Q & A



【仮換地指定後の郵便物について】

Q 仮換地指定に伴い転居しましたが、住所変更は必要ですか？

A 市役所へ転居届、郵便局へ転送手続、カード会社等への住所変更手続などが必要です。

1 転居の届出（市役所）

お引越しが終わりましたら、2週間以内に、市役所市民課にて転居の届出が必要です。
なお、新住所は、事業が完了するまでの間、次のような表記になります。

例 旧住所…本町一丁目1番地の1 ⇒ 新住所…本町一丁目1番地の2（9街区9）

仮換地先の筆に基づく地番 仮換地の街区、画地番号

2 郵便物の転送（郵便局）

郵便局で、郵便物の転送手続きをしてください。転送手続きをしていないと、あて名に旧住所が記されていた場合、新しい居住先等に郵便物が配達されません。

3 「転送不要」の郵便物が届く場合の住所変更（カード会社等）

クレジットカードや銀行のキャッシュカードなど、「転送不要」として郵送される郵便物を受け取られる方は、カード会社等に住所変更の届けが必要です。住所変更の届けがない場合、郵便物は差出人に返送されてしまいます。

土地区画整理審議会開催状況

土地区画整理審議会は、権利者の代表として都市核地区の重要な事項について審議していただいております。第19回は下記のとおり開催されました。

	開催日	主な内容
第19回	平成24年5月15日	換地設計の一部変更について 仮換地の指定について

※個人情報に関する議題については非公開となります。

土地の売却・建物の建築等について

土地・家屋の売却、権利譲渡には特に制限はありませんが、区画整理事業では、減歩負担、移転、清算金等の権利義務が継承されますので、これらを十分理解された上で売買されるようご注意ください。

また、土地の形質の変更、建物や工作物の新築、増改築等については、「土地区画整理法第76条」に基づき、許可申請の手続が必要になります。

新築、増改築を希望される方については、個々のケースや状況により判断し事業上支障がなければ建築が可能です（事業に支障がある場合、不許可になる場合があります）。

また、当地区は地区計画区域内となりますので、別途都市計画法に基づく届出が必要になります。

その他、住所変更、所有権の移転、分合筆等の土地の変動がある場合は区画整理課へお知らせください。

土地の売買や建築行為等のご予定がある方は、事前に区画整理課までご相談ください。

事業の経過と今後の予定

